

利根漁業協同組合遊漁規則
(共第1号及び共第15号第五種共同漁業権)

(目的)

第一条 この規則は、利根漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第1号及び共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、コイ、フナ、ウグイ、オイカワ、ワカサギ、ウナギ、カジカをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、期間1年の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十一条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十一条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ユ	組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ	3月1日から9月20日まで
サクラマス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。)	3月1日から9月20日まで
イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで
マ ス (ヤマメ、イワナ、サクラマスを除く。以下同じ。)	1月1日から12月31日まで
コ イ	1月1日から12月31日まで
フ ナ	1月1日から12月31日まで
ウ グ イ	1月1日から12月31日まで

オイカワ	1月1日から12月31日まで
ワカサギ	6月1日から翌年3月31日まで
ウナギ	1月1日から12月31日まで
カジカ	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の組合が定める日時は、組合の掲示場に掲示し、且つ必要あるときは上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(漁具漁法の制限)

第四条 遊漁に用いる漁具漁法は、徒手採捕及び次の表の左欄に掲げるものとし、その規模はそれぞれ右欄に掲げる範囲でなければならない。

漁具漁法	規 模
手 釣	1人につき1本
竿 釣	1人につき2本
投 網	1人につき1統
た も 網	網口径45cm
か す み 網	1人につき1統・長さ7m 幅60cm・接続及び固定使用は不可
や す	1人につき1本・針等を放射して行う漁法を除く
置 針	1人につき50本

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる漁具漁法は、イ欄の水産動物をウ欄の区域においてエ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 漁具漁法	イ水産動物	ウ 区 域	エ 期 間
毛針釣 あんま釣	ア ユ	漁場全域	第三条第一項で定める 日時から 10月31日まで
アユ毛針釣 (上げ下げ)	ア ユ	漁場全域	1月1日から 組合が定める日時まで
置 針	全 魚 種	漁場全域	9月21日から 翌年2月末日まで
オランダ釣 撒き餌釣	全 魚 種	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
友釣を除く 全 漁 法	全 魚 種	薄根川	9月21日から 翌年2月末日まで

ぐい ころがし	全魚種	万延橋から上流の片品川 本支流 秋塚橋から下流の薄根川 本支流 発知川・四釜川・谷川 湯桧曾川合流点から上流 の利根川本支流 岩本発電所取水口から上 流の赤谷川本支流	1月1日から 12月31日まで
		上記の水域を除く漁場全 域	1月1日から 組合が定める日時まで
投網 かすみ網	全魚種	綾戸ダム上流の採捕禁止 区域上流端から湯桧曾川合 流点までの利根川	1月1日から 組合が定める日時まで
		上記の水域を除く漁場全 域	1月1日から 12月31日まで
たも網	アユ	漁場全域	1月1日から 12月31日まで
やす	全魚種	幸知堰堤から下流の利根 川を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで
舟使用漁法	全魚種	人工湖を除く漁場全域	1月1日から 12月31日まで

- 3 氷上の穴釣りは、穴の直径15cm以上のものを利用してはならない。
- 4 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 5 第二項の組合が定める日時及び前項の制限は、組合の掲示場に掲示し、かつ必要があるときは上毛新聞に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
利根郡みなかみ町幸知地内東京電力株式会社えん堤から上流の利根川本支流及び同えん堤から下流の利根川支流。 ただし、平出ダムから下流の片品川本流及び漁場全域の人工湖を除く。	9月21日から 翌年2月末日まで
藤原湖青木沢を中心に南北700mまでの間	4月1日から 5月31日まで
赤谷湖西川合流点及び赤谷川合流点から上下500mまでの間	4月1日から 5月31日まで

利根川藤原ダム湛水池内航行禁止区域	1月1日から 12月31日まで
発知川玉原ダム副ダムから上流玉原ダム調整池内全域	1月1日から 12月31日まで
奥利根湖・ならまた湖	9月21日から 翌年2月末日まで (但し、奥利根湖のワカサギ釣りに限り、9月21日から11月20日までの期間を除く)
奥利根湖湛水池内航行禁止地区及び放流庭(新ピンズル橋まで)	1月1日から 12月31日まで
ならまた湖湛水池内航行禁止地区、ダム放流庭及び導水トンネル出口部下流30mの区間	1月1日から 12月31日まで
木ノ根沢湯ノ小屋取水堰の上下流30mの区間	1月1日から 12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水産動物	全長
マス	15cm以下
ヤマメ	15cm以下
サクラマス	15cm以下
イワナ	15cm以下
コイ	15cm以下
フナ	10cm以下
ウグイ	8cm以下
ウナギ	30cm以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾 (左欄の魚種を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種の場合は1,000円、アユを除く魚種の場合は500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料 の 額
全 魚 種	徒手採捕 釣針	1 日	3,500円
		1 年	14,000円
	同上 網す	1 日	4,000円
		1 年	16,000円
アユを除く魚種	徒手採捕 釣針 たも 網す 針	1 日	2,000円
		1 年	9,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	アユを除く魚種	徒手採捕 釣針 たも 網す 針	1 年	300円

高 校 生	全 魚 種	徒 手 採 捕 手 竿 置 釣 針	1 年	7,000円
	アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 竿 た も 釣 網 や 置 す 針	1 年	4,500円
身体障害者 県内居住者で 手帳所有者			1 年	第一項に規定する額の1/2相当額

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○ 平成25年9月1日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第201-3号

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第143条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆ ◆ ◆ 注 意 事 項 ◆ ◆ ◆

別 表 遊漁証取扱所

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
1	組合事務所	沼田市西倉内町 7 3 4 - 4	0278 (22) 4516	
2	アオキ釣具店	沼田市下之町 8 7 5	0278 (22) 3274	
3	石田釣具店	沼田市西倉内町 7 9 3 - 1	0278 (22) 2922	
4	大木丈司	沼田市薄根町 3 3 8 0	0278 (22) 3261	
5	真下釣具店	沼田市高橋場町 3 4 5	0278 (23) 1502	
6	嘉山勝弘	沼田市薄根町 3 5 7 0	0278 (23) 4732	鮎漁期
7	生方勝二郎	沼田市岩本町 1 6 3	0278 (24) 8262	
8	清野幸三	沼田市下川田町 6 5	0278 (24) 1455	
9	トモエ工業社	沼田市町田町 1 1	0278 (24) 1874	鮎漁期
10	かねまん	沼田市岡谷町 1 6 7 7 - 1	0278 (24) 5956	
11	松井金良	沼田市発知新田町 2 6 9	0278 (23) 9670	雑日
12	アングラースハラダイス	沼田市横塚町 1 9 - 1	0278 (23) 0986	
13	水瀬光雄	沼田市町田町 1 1	0278 (22) 4187	鮎漁期
14	セブンスレブン戸鹿野店	沼田市戸鹿野町 3 7 3 - 1	0278 (23) 7254	日
15	ミニストップ 沼田バイパス店	沼田市薄根町 3 4 0 0 - 2 8	0278 (22) 0285	雑日
16	立木一重	沼田市利根町尾合 4 7 6	0278 (53) 2210	
17	小林利雄	沼田市利根町根利 8 6 2	0278 (54) 8517	
18	宮田旅館	沼田市利根町平川 1306-12	0278 (56) 3355	
19	戸塚 登	みなかみ町藤原 5 9 5 9	0278 (75) 2077	
20	中村智子	みなかみ町藤原 5 8 1 4	0278 (75) 2271	
21	白根加羅倉館	片品村東小川 4 6 5 3	0278 (58) 2251	雑日
22	セブンスレブン 片品須賀川店	片品村須賀川 4 5 - 1	0278 (58) 2402	雑日
23	関 延男	川場村谷地 1 1 2 4	0278 (52) 3061	雑日
24	セブンスレブン 川場萩室店	川場村萩室 1 0 0 - 1	0278 (52) 2583	

NO	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
25	桑原理市	沼田市硯田町62	0278(23)0263	
26	セブンイレブン 群馬みなかみ店	みなかみ町川上102-2	0278(72)2681	日
27	熊谷 薫	みなかみ町相俣236	0278(66)0168	
28	ローソン沼田インター店	沼田市桜町1678-8	0278(22)7777	日
29	岩井敏明	みなかみ町幸知5	0278(72)5128	雑日
30	テイヤマザキ 尾瀬大橋店	片品村鎌田3873-8	0278(58)2638	雑日
31	セブンイレブン 老神温泉入口店	沼田市利根町高戸谷610-1	0278(56)4855	日
32	セブンイレブン みなかみ布施店	みなかみ町布施1609-3	0278(64)1155	日
33	セブンイレブン 上久屋店	沼田市久屋原町270-1	0278(23)7011	日
34	ファミリーマート 沼田久屋原店	沼田市久屋原町5-1	0278(60)1381	日
35	笛木 玲 (水紀行館内)	みなかみ町湯原1681-1	0278(72)2274	雑日
36	セブンイレブン 沼田インター店	沼田市上原町1726-24	0278(22)1771	日
37	セブンイレブン 沼田栄町店	沼田市栄町52-5	0278(24)8868	雑日

日：1日遊漁証のみ取扱 雑日：アユを除く魚種の1日遊漁証のみ取扱
 鮎日：アユの1日遊漁証のみ取扱 鮎漁期：鮎漁期のみ取扱